

玉川大学・玉川学園 学友会賞表彰規程

(目的)

第1条 玉川大学・玉川学園学友会（以下「学友会」という。）は、玉川学園・玉川大学（大学院等を含む）（以下「学園」という。）の児童、生徒、学生（以下「学園の在校生」という。）、との相互理解を深め、もって学園の教育活動の促進の一助に資することを目的として、玉川大学・玉川学園学友会賞（以下「学友会賞」という。）に他薦・自薦の2種類を設定し、その表彰規程を定める。

(対象)

- 第2条 学友会賞（他薦）の表彰は、学園の在校生としてその本分を尽くし、芸術、文化、スポーツ及び社会的に顕著な活躍をした学業優秀な個人又は前記に準ずる顕著な活躍をした団体を対象とする。
- 2 学友会賞（自薦）の表彰は、正課外活動において以下に該当する活動した学生会員を対象とする。
- 大会での優勝・上位成績をおさめた者又は団体。
 - 社会貢献や特色ある活動を展開している者又は団体。
 - 日頃の地道な活動で成果をおさめた者又は団体。
 - 玉川の学生らしい（玉川モットーの実行）活動や行動等をした者又は団体。
 - 大学・学園に対して貢献した者又は団体。
 - 学友会活動に参画した者又は団体。
- 3 前項の表彰対象の中に、同一の者が重複して該当している場合があっても、これを制限しない。

(表彰者の選考及び決定)

- 第3条 選考の対象とする候補者等は、別に定める選考委員会委員の推薦による。
- 2 表彰者の選考は、前項により推薦された候補者の中から選考委員会においてこれを行ない、理事会の議を経て決定する。
- 3 選考にあたって、選考委員会が必要と認めるときは、学長・学園長を通じ、学園の関係者の意見を聴取することができる。

(賞及び副賞)

第4条 表彰者には、賞状と副賞を併せて授与する。

(施行細則)

第5条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則をもってこれを定める。

玉川大学・玉川学園 学友会賞表彰規程施行細則

(主旨)

第1条 この細則は、玉川大学・玉川学園学友会賞表彰規程第5条に基づき、その施行に必要な事項を定める。

(定数)

第2条 玉川大学・玉川学園学友会賞（以下「学友会賞」という。）は、特に定数を定めない。

(候補者の推薦手続)

- 第3条 候補者は、他薦は原則として当該年度の4月から翌年3月までの活動を対象とし、自薦は在学中の活動を対象とする。
- 2 各選考委員は推薦に相当すると考えられる候補者の氏名または団体名及び推薦理由等を所定の推薦書に記入の上、学友会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。所定の推薦書、提出日等は別に定める。

(選考委員会の構成)

- 第4条 選考委員会は、学友会の選出委員5名、学園の選出委員8名（大学・大学院5名、高学年1名、中学年1名、低学年1名）の13名をもって構成する。
- 2 学友会選出委員は、会長から任命された担当役員の推薦により会長が委嘱する。学園選出委員は、学長・学園長の推薦により会長が委嘱する。
- 3 選考委員会の委員長は、学友会選出委員の中から会長が委嘱する。

(選考の時期)

第5条 選考の時期は原則として毎年2月とする。

(通知)

第6条 表彰者が決定したときは、会長より本人に通知する。

(副賞)

第7条 学友会賞（他薦）の副賞は、個人は図書カード（5万円）およびクリスタル記念品とし、団体は20万円または相当の記念品とする。

学友会賞（自薦）の副賞は、個人・団体問わず、図書カード（5万円）とする。

(その他の事項)

第8条 この細則にない事項については、選考委員会が検討し、理事会の議を経て会長がこれを決定する。